

アダム・スミス『国富論』第五篇第一章「主権者または国家の経費について」An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations [1776→1789^{5th ed.}]大河内一男／大河内暁男／田添京二／玉野井芳郎訳、中公文庫（第三分冊）

■ 第一節 軍事費について

・軍事費は社会進歩の段階によって異なる。狩猟民族、遊牧民族では軍事費がいらないので、主権者は経費を負担する必要がない。農耕民族の場合でも、ほとんど必要ない。しかし製造業が発達し戦争技術が進歩すると、軍事費の国家負担が必要になってきた。

・「火器の発明以来、身体の強さや敏捷さは、いや武器を使う非凡な腕前でさえも、どうでもよいということはあるはずがないにせよ、重要性は減ったのである。…火器を使うのに必要な腕前は、すべて、大部隊で練習しても十分覚えられるのだ、と考えられている。／規律と秩序、そして命令に即座に従うことは、近代の軍隊では、兵士が武器を使う腕前よりも、戦闘の運命を決定するのにいっそう重要な素質である。」(194)

・【常備軍の必要性】:「文明国民がその防衛のために民兵に依存していると、その国民は、たまたま近くにいるどの野蛮国民からも征服される危険にいつもさらされていることになる。…軍律正しい常備軍は、いかなる民兵にもまさっている。」(27)

・【常備軍と放埒な自由の共存可能性】:「ささいな騒動が数時間のうちに大革命をひき起こしうるところでは、政府は、政府に反対してぶつぶついたり不平をならべたりすることをいっさいおさえつけ処罰するために、その全権力を用いなければならない。これと反対に、その国の生え抜きの貴族層によってだけでなく、軍律正しい常備軍によっても支持されていると自覚している主権者なら、どんなに乱暴な、根拠のない、放埒な抗議が出てきたとて、ほとんどびくともしない。かれは安んじてそれを許し、あるいは大目に見ることができるし、自分の方が優越しているということが分かっているから、自然にそうしようという気にもなる。放埒に近いほどの自由は、主権者が軍律正しい常備軍によって安全を保障されている国々だけで許されうる。」(29)

・軍事費は、社会の発展と火器の発達とともに、だんだん高くなる。(30-31)

■ 第二節 司法費について

・【政府は富者の所有物の保護のために必要となる】:「富者の貪欲と野心、貧乏人が労働を嫌悪し、目先の安易さと享楽を好む心——これらは、ひとの財産を侵すようにそそのかす情念であり、前にあげた情念[妬み、恨み、または怒り]よりも、つねに揺るがず作用し、影響のおよぶ範囲もはるかに広い。大財産のあるところ、かならず大不平等がある。…富者の豊かさは貧乏人の怒りをかきたて、かれらは欠乏に駆られ、同時に妬みにそそのかされて、しばしば富者の所有物を侵すにいたる。多年の、あるいはおそらく何代にもわたる労働で獲得した高価な財産の所有者が、ただの一夜にせよ安眠できるのは、司法権力の庇護のもとにあればこそなのである。…したがって、高価で膨大な財産ができてくると、どうしても政府(civil government)を樹立する必要が生じる。」(33)

・【政府の自生的生成】:「財産の不平等が最初に起こり始め、これが人々のあいだに、以前にはとうていありえなかった程度の権威と服従とをもちこんでくるのは、社会の第二期たる遊牧民の時代においてである。財産の不平等は、権威と服従をもちこむことによって、

不平等それ自身を維持するのにどうしても必要な政府を、ある程度導入することになる。しかも財産の不平等は、おのずと、そして、自らを維持するための必要性を考えたわけでもないのに、政府を作り上げるように思われる。この必要性についての考慮は、後になれば、疑いもなく、あの権威と服従を維持し、確保するのにすばらしく役に立つようになる。とりわけ富者は、いわゆるものごとの秩序というものを維持することに、必然的に関心をもつ。それだけが、かれら自身の有利な立場を安全に保ってくれるからである。少し富をもっている人々は団結して、たくさん富をもっている人々の財産所有を守る。それは、たくさん富をもっている人々が団結して、少し富をもっている人々の財産所有を守ってくれるようにするためである。」(39)

・裁判権は、長いあいだ、支出の原因ではなく収入源であり、その弊害は大きかった。「りっぱな贈り物を手にして裁き(justice)を求めた人は、正義(justice)以上のものを、他方貧弱な贈り物で裁きを求めた人は、正義以下のものしか得られないことになりがちであった。」(42)→この弊害は、主権者が土地収入と裁判手数料だけに依存しているかぎりやまず、租税制度が始まって、やっと減少に向かった。

・【裁判所間の競争による正義の実現】: 司法費は文明国の全統治経費の一小部分にすぎず、法廷手数料でまかなえる。かつてこの方式をとっていたイングランドでは、裁判所間に好ましい競争が生じた。「多くの場合、どの法廷に自分たちの訴訟を裁かせるかを選ぶのは、まったく両当事者まかせになってしまった。そこでどの法廷も、ほかより迅速公平に裁判することによって、なるべく多くの訴訟を自分のところへ引き寄せようと努めた。思うに、イングランドの裁判所の今日の称讃すべき制度ができたのは、もとはといえば、むかし各裁判所のそれぞれの裁判官たちのあいだに生じた、この競争によるところが大きい。どの裁判官も、自分の法廷で、あらゆるたぐいの不正に対抗して、法の許すかぎり、もっとも迅速でもっとも効果的な救済を与えようと励んだからである。」(48)

・「各個人の自由、すなわち自分は安全なのだという感じは、裁判の公平無私な運営に依存する。」(53)

■ 第三節 公共事業と公共施設の経費について

・主権者の第三の義務は、商業を助成し、教育を振興するための公共施設を設け、維持することにある。

■ 3-1-1. 商業一般の助成に要する公共事業と公共施設について

・【通行税】: こういう施設の経費は、社会の発展とともにふえるが、これは国家の収入によらず通行税などでまかなえる。「たとえば、公道、橋、運河は、たいていの場合、それらを利用する車や船に課する少額の通行税で、それらを作ることも維持してゆくこともできよう。」(56)「この税、すなわち通行税も、運送業者が前払いするものの、終局的には消費者が支払うのであって、消費者はつねにそれを財貨の価格に含めて、負担せざるを得ない。とはいうものの、運送費が、そうした公共事業のおかげでおおいに安くなるから、財貨は通行税がかかっても、そうでない場合よりもかえって安く消費者に届く。」(56)

・「贅沢な車、たとえば四輪馬車、駅伝馬車にかかる通行税を、二輪、四輪の荷馬車などのような生活にかかせぬ用途の車にかかる場合より、重さの割にいくぶん高くするなら、そ

の国の各地方すべてへの重い財貨の運送費が安くなって、金持ちの怠惰と虚栄を、ごく無理のないやり方で貧者の救済に役だたせることができる。」(57)

・【政府による公道の管理】：運河は私人にまかせてよいが、公道には公けの管理がいる。「公道となると、これを維持してゆくための通行税は、安心して個人の私有財産にしてしまうわけにはどうていゆかない。公道は、たとえまったく放っておかれても、運河と違って全然通れなくなるということはない。すると、公道の通行税の所有者は、道路の補修はまったく放棄しておきながら、以前とほとんど同額の通行税を取り立てるということになりかねない。そこで、こうした事業を維持してゆくための通行税は、政府委員か管財人に管理させるのが適当である。」(58-59)

・【一般財源化の弊害】：通行税を国の一般財源に回せという提案があるが、これは適当ではない。「第一に、もし有料の道路で徴収される通行税が、国家緊急の用に充てる財源の一つだと、いったん見なされてしまうと、そういう国家緊急の事態が要求していると考えられるたびに値上げされるのは確かであろう。」(61)「第二に、その重さに比例して車にかかる税というものは、道路の補修という単一の目的に振り向けられる時こそ、しごく公平な税であるが、なにかそれ以外の目的、すなわち国家の一般的な緊急の用に充てるために振り向けるとなると、これはしごく不公平な税になるのである。」「第三に、もし政府がいったん公道の修理を怠った場合、有料道路通行税の一部にせよ、強制して修理に振り向けさせることは、現在よりも、もっとむずかしくなるだろう。」(62)

・【専制政治と道路】：「専制政治が進むにつれて、行政権力の機能は、だんだんと国家の他のあらゆる権力の機能を吸い上げて、およそ公共の目的に充てることになっている収入を扱う全部門の管理権を横取りしてしまう。しかし、フランスでは、王国内の主要都市を結ぶ駅馬車大道は、概してよく整備されており、州によっては、イングランドの有料道路の大部分よりも、ずっといいくらいである。ところが…いなか道(cross road)、つまり国内の道路の圧倒的の大部分は、まったく放置されたままであり、いずれにせよ重い荷を積んでは絶対に通れない個所もたくさんある。…」(63)「見栄っぱりな宮廷の傲慢な大臣は、しばしば主だった貴族の目にとまる大公道のような、華やかで壮大な事業を好んで起こすことがよくあるが、それは貴族の賞賛が、かれの虚栄心を満足させてくれるばかりか、宮廷での自分の利益を支えてゆくのに役立ちさえするからなのである。しかし…[他の道路の]無数の小工事をやることは、…まったく放置されたままになる。」(64)

・【市場を円滑にするための政府の助成】：「生産物の量も価格もできるだけ大きくするためには、生産物にたいするできるだけ広い市場を作り出してやること、したがって、最も自由、最も容易、最も安上がりな交通機関を、国のあちこちの地方すべてのあいだにつくり上げることが必要であって、それには最良の道路と最良の運河以外に方法がない。」(65)

■ 3-1-2. 商業の特定部門を助成するために必要な公共事業および公共施設について

・【一時的な独占権付与による経済発展の助成】：「商人たちの会社が、みずからの危険負担で、どこか遠方の未開の国民と新しく貿易を開こうと企てた場合、かれらを合本会社の形で法人化し、成功の暁には、一定年数のあいだ、その貿易の独占権を与えてやるというのは不合理ではあるまい。これは、危険で費用のかさむ実験にあえて取り組んだことに対して、国家がむくいてやれる一番たやすくもあり、自然でもある方法だからであって、公共社会は、あとあとこの実験から利得を刈り取ることになる。この種の一時的な独占権は、

新しい機械のそれとよく似た独占権が、その発明者に授けられ、新しい書物のそれが著者に授けられるのと同じ考え方から弁護することができよう。」(103-104)

・合本会社が排他的特権なしでやれる事業は、銀行業・保険業・運河事業・水道事業の四つだけである。(105)

■ 3-2. 青少年教育のための施設の経費について

□ 大学論

・「教師の報酬を、…国家の一般収入から出さねばならぬ必要はない。そこで、ヨーロッパの大部分を通じ、学校や学寮(colledge)には寄付財産があって、国家の一般収入には負担をかけないか、かけても、ごくわずかでしかない。」(110)

・【教師のための大学】:「学校や学寮の寄付財産は、どうしても、教師たちが精を出す必要を多かれ少なかれ減らしてしまうことになった。かれらの生計の資は、…かれらの特定の職業における成功や評判とまったく無関係な基金(fund)から出ているからである。」(111-112)→教師が生徒からいっさいの謝礼や授業料を直接受け取ることを禁止されているところでは、教師は「だれだつてのんきに暮らすほうが得である。」教師は、「義務をまったくなおざりにするか、あるいは…権威が許しそうな範囲で、できるかぎり、身を入れず、お粗末なやり方ですませることなる。」(112-113)「学寮や大学の校規は、総じて、学生の便益のためにではなしに、教師の利益のため、もっと端的に言ってしまえば、教師の安逸のためになるようにできている。その目的は、どんな場合にも教師の権威を維持し、そして教師がその義務を怠ろうがやり遂げようが、学生の側はどんな場合にも、教師があたかもその義務を最大の勲励と能力でもってやってのけたかのように、教師にたいしてふるまうことを強いることにある。

・【強制の不必要性】:「真に出席するに値する講義ならば、…出席を強制する校規などおよそ必要がない。…12-13歳をすぎれば、教師がその義務を果たしているかぎり、強制とか拘束とかは、教育のどの段階を行ってゆくにも、その必要はまずありえない。」(118-119)

・【大学批判】:「近代において、学問のいくつかの部門で行われてきた進歩は、そのうちのいくらかは、疑いもなく大学によってなされたものだが、大部分はそうではなかった。たいていの大学は、そういう進歩があった後にも、進んでそれを採用しようとさえしなかったし、そのうえ、[大学という]これら学者社会のいくつかは、長いあいだ、聖域として、つまり打破された体系と古めかしい偏見とが、大学以外の世界の隅々からも追い出されてしまった後、そこに逃げる場と庇護(ひご)を見出す聖域として留まる途をえらんだ。」(130)

・【若者批判】:「イングランドでは、若者が学校を出ると、どの大学にも上げず、すぐ外国漫遊に出すことが日に日に習慣となりつつある。わが国の若者たちは、総じて、この外遊で大いに進歩して帰ってくる、と言われている。十七か八で外国に出かけ二十一歳で帰ってくる若者は、…三年か四年のあいだに、かなりの進歩をしないほうが、むしろむしろかしい。その旅行中に、たいていの場合、若者はひとつふたつの外国語が、いくらか分かるようになる。とはいっても、わかるといっても、それらの外国語を正しく話せたり書けたりするところまでゆくことはめったにない。その他の点では、かれはうぬぼれが強くなり、無節操な放蕩者になり、学問にも、あるいは実務にも、まじめに打ち込めなくなって帰ってくるのが通例で、その程度たるや、もし故国で暮らしていたら、こんな短期間に、とてもあはなれないというほどである。そんな若さで旅に出るために、しかも両親や親類の

目も届かず監視もできない遠方で、人生の一番貴重な歳月をもっとも下らない放蕩に費やしてしまうために、それ以前の教育で身につけていたはずの有用な習慣は、つき固められ揺るがぬものになるどころか、どれもこれも、まず間違いなく弱められるか、拭い去られるかしてしまう。人生のこの早い時期に外遊するというような、はなはだ馬鹿げた慣習が、これまで好評をもって迎え入れられたのは、とりもなおさず、大学が自ら甘んじて落ち込んだ不信用を措いてほかにない。」(131-133)

□ 分業の弊害と庶民教育の必要性

・【政府介入の必要性】：社会の仕組がうまくできている場合には、政府がなんら配慮しなくても、「なんとか許容できる能力と徳のほとんどすべてが、おのずからかれらのうちに形成されてくる。他方、社会の仕組が、大部分の個人をそうした境遇におくようにできていない場合もあるのであって、そこでは、国民大衆がほとんど底なしに腐敗堕落してしまうのを防ぐために、政府が一定の配慮をする必要がある。」(142-141)

・【分業の弊害】：「分業の発達とともに、労働で生活する人々の圧倒的部分、つまり国民大衆のつく仕事は、少数の、しばしば一つかふたつのごく単純な作業に限定されてしまうようになる。ところで、おおかたの人間の理解力というものは、かれらが従っている日常の仕事によって必然的に形成される。その全生涯を、少数の単純な作業、しかも作業の結果もまた、おそらくいつも同じか、ほとんど同じといった作業をやることに費やす人は、さまざまな困難を取り除く手だてを見つけようと、努めて理解力を働かせたり工夫を凝らしたりする機会がない。…こういうわけで、かれは自然にこうした努力をする習慣を失い、たいていは神の作り給うた人間としてなり下がれるかぎり愚かになり、無知になる。その精神が麻痺してしまうため、理性的な会話を味わったり、その仲間に加わったりすることが寛大で高尚な、あるいはやさしい感情をなにひとつ抱くこともできなくなり、結局、私生活のうえでの日常の義務についてさえ、多くの場合、なにもまともな判断が下せなくなってしまう。自分の国の重大で広範な利害についても、まったく判断が立たない、そして、かれをたたき直すために、よほど特別の骨折りをするのならいざしらず、戦争になっても、かれは自分の国を守ることが、これまたできない。」(143)「単調な生活は、かれの肉体的な活力さえも腐らせてしまい、それまで仕込まれてきた仕事以外は、どんな仕事につこうと、元気よく辛抱よく自分の力を振るうことができなくなってしまう。自分自身の特定の職業での手際というものは、こういうふうにして、かれの知的な、社会的なまた軍事的な美徳の犠牲において獲られるもののように思われる。これこそ、進歩した文明社会ではどこでも、政府がなにか防止の労をとらぬかぎり、労働貧民、つまりは国民大衆の必然的に陥らざるを得ない状況なのである。」(143-144)

・【庶民教育の必要性】：文明社会では、「少数者だけは偉大な能力をもっている、国民大衆のあいだでは、人間性のうちの高貴な部分はずべて、はなはだしく抹殺されてしまうだろう。／庶民の教育は、文明の進んだ商業的社会では、いくらかでも地位や財産のある人々の教育より、おそらく、国が一段と配慮してやる必要があろう。」(145)→義務教育の必要性を主張。

・【職業と自己完成】：「ある程度の地位や財産のある人たちが生涯の大部分を過ごす職業」の場合、「そのほとんどどれもが、極度に複雑で、手よりは頭を使うといったものである。だから、こういう職業についている人々の理解力が、使い方が足りないために呆けてくる

などということは、まずありえない。…かれらは、たつぷり暇があるのが普通で、生涯のはじめの時期に土台を造っておいたか、多少なりとも諸身を養っておいたかしたはずの、実用になる知識なり飾りになる知識なりのどの部門においても、その余暇のあいだに、自らを完成させていける。」(146)

□ 軍人精神の鼓舞

・【**軍人精神の必要性**】:「あらゆる社会の安全は、多かれ少なかれ、いつでも国民大衆の勇武の精神に依存するにちがいない。なるほど現代では、ひとりそうした勇武の精神だけでは、それが軍律正しい常備軍に支えられていないかぎり、どんな社会であろうと、その防衛と安全保障にとって、おそらく十分ということはなかろう。けれども市民ひとりひとりが軍人精神を持しているところでは、割に小規模の常備軍しか必要としないのは確かであろう。そればかりか、この精神は、普通、常備軍について危惧されている自由に対する危険——それが現実的なものか、想像上のものかはともかく——を、必ずや大幅に減少させるだろう。」(151)

・【**臆病者を配慮する政府**】:「臆病者、つまり自分の身を護ることも、仕返すこともできないのは、明らかに、人間としての特性の一番肝心な一面を欠いている。こういう人間は、精神的に片輪であり畸形なのであって、それは、肉体のもっともたいせつな部分のどれかを失うか、使えなくなるかした人が、肉体的に片輪であり畸型であるのと同じである。…かりに人民の勇武の精神が、その社会の防衛にとってはなんの役に立たないとしても、臆病にかならずふくまれている、この種の精神的な不具、畸型、卑劣が国民大衆のあいだに拡がってゆくのを防ぐことは、やはり政府のもっとも真剣な配慮に値しよう。」(152)

□ 庶民の厳格主義と上流階級の自由主義

・「文明社会では、つまり階級の区別がひとたび完全にできあがっている社会ではどこでも、つねに二つの違った道徳の方式、すなわち体系が、同時にならび行われてきたのであって、その一つは、几帳面な、あるいは厳格主義の体系、もう一つは自由主義の、あるいはそう呼びたければ、放縦な体系とよんでもよかろう。前者は、だいたい庶民から賞められ尊ばれるのにたいして、後者は、いわゆる上流の人々によってとりわけ重んじられ採用されるのが普通である。…自由主義の、または放縦な体系では、贅沢、でたらめな、羽目まではずす大うかれ、不謹慎に近いまでの快楽の追求、両性のうち少なくとも男性のほうの貞節の破棄などは、ひどい不体裁をとともわず、虚偽（うそ）とか不正にわたらぬかぎりは、一般にずいぶんと寛大に扱われるし、たやすく許されるか、そのまま大目に見てもらえる。これに反して、厳格主義の体系では、こういった行き過ぎは極端に憎まれ、いやがられる。軽薄という悪徳は、庶民にとってはいつでも破滅のもとであり、ほんの一週間の無分別な行ないと散財も、しばしば、貧乏職人の一生を台なしにし、自暴自棄のあまり、極悪非道の大罪を犯すところまで駆り立てるのに十分なのである。…これに反して、上流の人間なら、数年にわたるでたらめと浪費をしたからといって、かならずしも落ちぶれてしまうとはかぎるまいし、またこの階級の人たちは、ある程度の行き過ぎにふけていられる能力を、自分たちが財産をもっていることからくる強みのひとつであり、世間から咎（とが）められも非難もされずにそういうことをやる自由を、自分たちの地位につきものの特権の一つなのだ、とすぐ見なしたがる。」(167-168)

□ 政府による科学と娯楽の奨励

・「国家は、その国内に分立する、あらゆる小宗派の道徳のうちに、どんな非社会的なもの、どんな不快なまでに厳しいものがあったとしても、すべて暴力を用いずに矯正できるはずなのである。

対策の第一は、科学と哲学の研究であって、国家は、これを中流あるいは中流以上の身分と財産をもつすべての人々のあいだに、ほとんどあまねく行きわたらせることができよう。…科学は熱狂や迷信という毒に対する偉大な解毒剤であり、そして、上流階級の人たちがみなこの毒から守られているのに、下層階級だけはむき出しでその毒にさらされる、などということはいえないのである。

対策の第二は、盛んで朗らかな民衆娯楽[の奨励]である。それによって国家は、民衆の大多数のあいだから、ほとんどつねに大衆の迷信や熱狂の温床になっている、あの憂鬱(ゆううつ)で陰気な気分を、たやすく吹き払ってしまえるだろう。つまり、他人の中傷とか猥褻(わいせつ)とかにわたらぬかぎり、自分の営利のために、絵画、詩、音楽や舞踊で、また各種の劇を演じたり興行したりして、民衆を楽しませ、気晴らしをさせようと企てるすべての人々を奨励する、言いかえれば、かれらに完全な活動の自由を与えることによって、奨励するのである。」(170-171)